

太田都市計画地区計画の変更（大泉町決定）

都市計画上小泉北西地区地区計画を次のように決定する。

名称		上小泉北西地区地区計画	
位置		大泉町大字上小泉の一部	
面積		約 19.7ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標		本地区は国道354号と国道122号の結節点に位置しており、交通利便性の高い地区である。そのため、本地区においては、適正かつ合理的な土地利用を推進することにより、産業団地としての良好な環境を形成・維持するとともに周辺環境との調和を図ることを目標とする。
	土地利用の方針		周辺環境と調和を図りながら、産業団地としての良好な操業環境を保全するため、適正かつ合理的な土地利用を誘導する。
	地区施設の整備方針		調整池を配置し、新規開発を原因とする流出量の増加により下流域に新たな負荷を与えないよう流出増対策を行う。
	建築物等の整備方針		産業団地としての良好な操業環境の形成を図るため、建築物等の用途の制限を行う。
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	調整池	必要調節容量及び許容放流量、放流先の位置については、「都市計画法による市街化区域および市街化調整区域の区域区分と治水事業との調整措置等に関する方針について（昭和45年1月8日局長通達）」に則り協議した結果に基づくものとする。
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>建築物の用途は、用途地域の制限を受けるものに加え、次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの (2) カラオケボックスその他これに類するもの (3) 畜舎 (4) 建築基準法施行令第130条の3第4号及び第5号に掲げるもの (5) 卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他建築基準法施行令第130条の2の2で定める処理施設の用途に供する建築物 (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項、同条第6項から第11項まで及び第13項に規定する営業の用に供するもの (7) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (8) 自動車教習所

「区域及び地区施設の配置は計画図表示のとおり」

理 由

上小泉北西地区は、太田・大泉工業団地に近接しており、国道354号と国道122号の結節点に位置する交通利便性の高い地区である。大泉町都市計画マスタープランでは、新たな企業誘致等に対応するため、新産業拠点候補地として位置づけられている。

今回、地区内において、民間事業者による工業用地造成が確実となったことから、本地区を市街化区域に編入し、用途地域を工業専用地域に指定すると同時に、地区計画を決定し、産業団地としての良好な環境を形成・維持するとともに、周辺環境との調和を図るものである。